

第 43 回 地方分権改革有識者会議 提案募集検討専門部会 議事概要

開催日時：平成 28 年 8 月 8 日（月） 9：55～15：50

場 所：地方分権改革推進室会議室（中央合同庁舎 4 号館 8 階）

出席者：

〔提案募集検討専門部会〕 高橋滋部会長（司会）、小早川光郎構成員、野村武司構成員、勢一智子構成員、野口貴公美構成員、伊藤正次構成員

〔政府〕 池田憲治内閣府地方分権改革推進室次長、横田信孝内閣府地方分権改革推進室次長、五味裕一内閣府地方分権改革推進室参事官、竹中一人内閣府地方分権改革推進室参事官、五嶋青也内閣府地方分権改革推進室参事官、増田昌樹内閣府地方分権改革推進室参事官

※各府省の出席者については配布資料を参照

主な議題

平成 28 年の提案募集方式に係る重点事項について（関係府省からのヒアリング）

関係府省からの提案内容の説明の後、質疑応答を行った。主なやりとりは次のとおり。

<通番 20：地方公共団体が条例で定めるマイナンバー利用事務において、情報連携の利用が可能となるよう見直し（内閣府、総務省、国土交通省、個人情報保護委員会）>

（高橋部会長）個人情報保護委員会に意見を伺いたいが、公営住宅法に明け渡し請求という制度があって、明け渡し請求がされないような範囲の収入の世帯であれば、公営住宅法の趣旨に収まっているのではないかと考えている。この範囲についても公営住宅法に準ずる事務として考えられないかということについては、いかがお考えか。

（個人情報保護委員会）今、指摘があった点も含め、その趣旨・目的の協議を提案団体と行いたいと思っている。当方は 214,000 円という金額ありきというわけでもないため、総合的な視点で考えるべきと思っている。

（高橋部会長）協議はいつぐらいに行う予定か。

（個人情報保護委員会）スケジュール的には、平成 29 年 7 月の情報連携に向けて手続を進めているが、そこには提案団体はエントリーしていないと思うので、その次のスタートに向けて準備を進めていくということになると思う。次のスタートとなると、例えば平成 30 年 4 月のスタートに向けての事務調整になろうかと思っている。

（高橋部会長）これは協議を一定の間隔で行っているということか。

（個人情報保護委員会）然り。まず地方公共団体が条例を作り、その条例に基づき当方に申請を上げるとともに、システム改修などが伴うので、システム改修の所要の時期、時間を見込んだ上で準備を進めていくためである。今は、平成 29 年 7 月に向けて準備を進めているところである。

（高橋部会長）平成 29 年 7 月に向けての調整というのは、いつからエントリーの募集を始めたのか。

（個人情報保護委員会）平成 27 年 2 月に通知を出し、当方の考えも示しつつ、団体からの要望を出してもらうこととした。

（高橋部会長）平成 27 年 2 月に通知を出されたということだが、エントリーの締切りはいつだったのか。

（個人情報保護委員会）独自利用事務に係る条例を団体で作った上で、当方に情報連携をしたいという申請を上げてもらうという手続になっているが、その手続の最終的な締切りはまだ迎えておらず、これからである。

（高橋部会長）承知した。提案団体の場合は、この問題については条例を作る必要があるのか。

（増田参事官）条例を作らないといけないと思うが、事前に提案団体から、個人情報保護委員会に対し相談したと聞いている。相談をした段階で、214,000 円を超える階層については情報連携の利用はできないという回答があったので、今回提案することとなったと聞いている。

（個人情報保護委員会）相談の具体的なやりとりを全て把握しているわけではないが、214,000 円を超えるからだめとか、収まっているから大丈夫だということの数字だけで判断しているわけではないため、法律の趣旨や目的に合うのかどうかといった観点で再度協議をさせていただきたい。

（高橋部会長）そうすると、必ずしも窓口で排除するものではないということである。平成 29 年 7 月であれば、多分議会に提案すれば条例は作れると思うが、今度は何月議会になるのか。

（増田参事官）例えば、12 月である。

(高橋部会長) 12月議会に提案すれば条例はできると思うし、「今度のものには間に合わない」と言わず、ぜひ平成29年7月に向けて間に合わせることができるよう、次回のヒアリングまでに検討をお願いしたい。

(個人情報保護委員会) 検討する。

(高橋部会長) では、次回のヒアリングまでに事務局とも相談しながら、平成29年7月までに間に合わせられるように検討いただきたい。その際、地方公共団体における手続論の観点からも検討いただき、状況・経緯の確認もあると思うので、事実経過を随時確認していただき、可能であれば平成29年7月までに間に合わせられるよう検討いただきたい。

(個人情報保護委員会) 承知した。

(高橋部会長) 今度は制度論の話となるが、個人情報保護委員会は、独自利用事務と当該事務に準ずる法定事務は1対1で対応している必要がある、つまり、1つの独自利用事務について、公営住宅法と特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律(以下、特定優良賃貸住宅法という。)の2つの法定事務にまたがって準ずるものとは読めない旨のQ&Aを出しているが、どういう趣旨であるのか。

(個人情報保護委員会) そもそも公営住宅法と特定優良賃貸住宅法とでは、目的が大きく異なっていると理解しており、準ずる要件として法律の目的に沿った形ということになれば、そもそも法律の目的が違う場合は、別のものに準ずると考えるべきではないかという整理である。

(高橋部会長) ただ、地方公共団体の独自利用事務においては所得階層がずっと幅広くあるため、そのうちの低所得者の方は公営住宅法で読めて、一部重なっている所得階層もあるが、高所得者の方は特定優良賃貸住宅法で読めるという事業幅の整理はあり得ると思うが、そういう場合でもだめなのか。

(個人情報保護委員会) 事務の幅か。

(高橋部会長) 要するに、同じ住宅事業であるので、こちらはより公営住宅法に近い事務であり、こちらは特定優良賃貸住宅法に近い事務であるということである。両者は一部重なっているが、両方合わせると全部読めるという場合でも、準ずる事務としては読めないという話か。

(個人情報保護委員会) まず、対象者についての整理をしてもらう必要がある。

(高橋部会長) 地方公共団体の場合は幅広く事務を行っているわけで、そのうちの低所得者層の方は公営住宅法、高所得者層の方は特定優良賃貸住宅法で読めるような幅で行っており、両者は一部重なり合うけれども、両者を合わせると全体の事務事業がカバーできる。こういう場合でも読めないのかという話をしている。

(個人情報保護委員会) 対象の整理の問題かもしれない。例えば公営住宅法に準ずる対象者と特定優良賃貸住宅法に準ずる対象者について、上限の収入が重なる部分などもあり得るかもしれないが、定性的な整理をして、その整理に基づき、結果的に一連の階層全てターゲットになるということはあると思う。

(高橋部会長) では、個人情報保護委員会が示したQ&Aには、この場合は抵触しないと解釈してよろしいか。

(個人情報保護委員会) 大丈夫である。

(高橋部会長) 大丈夫だということなので、そのような前提で提案団体と調整し、実現に向けて、独自利用事務の対象者に214,001円~313,000円の収入階層の世帯も含めると整理するという案1と、準ずる法定事務を特定優良賃貸住宅法に基づく賃貸住宅管理事務に変更するという案2のうち、どちらの案の筋が良い案なのかどうかを含めて、個人情報保護委員会において調整していただきたい。事務局はそれでよろしいか。

(増田参事官) 承知した。

(野村構成員) 趣旨・目的が法と合致しないということになると、提案団体としても条例を作ること自体が難しいと思う。平成29年7月の協議に乗せるためには、協議自体を早急に始め、提案団体の議会のスケジュールに合わせて条例ができるくらいのタイミングのところで回答をする必要があると感じた。

(個人情報保護委員会) そのとおりである。条例を制定するためには議会にかかる必要があり、通常、スケジュールを調整する場合は、いつの議会までにどのような手続を踏んでもらうかということを示しながら進めていく。今回のケースも、そういった観点を含めて協議していきたい。

<通番21：地方公共団体が条例で定めるマイナンバー利用事務について、情報連携の範囲を拡大するよう見直し(内閣府、総務省、文部科学省、厚生労働省、個人情報保護委員会)>

(高橋部会長) まず、地方公共団体が独自に行う高等学校等就学支援金の上乗せ補助事務について文部科学省に説明いただきたいが、上乗せ補助事務について、補助要綱を文部科学省から出しているのか。

(文部科学省) 上乘せ補助事務は、地方公共団体がそれぞれに判断しながら対応しているものと認識しているが、当方は、高等学校等就学支援金という法律に基づく制度を所管しており、この支援金は市町村民税所得割額を基準として、支給額が決定される仕組みであるため、生活保護情報を確認する必要はない制度であると認識している。

(高橋部会長) しかしながら、生活保護世帯かどうかというのは、上乘せ補助事務を実施する上では、重要な情報になっているのではないか。

(増田参事官) 今、部会長が言及されたことについて補足すると、提案団体が奨学のための給付金事務を実施しているが、この事務に対する国庫補助制度については、要綱上、生業扶助を得ている場合と得ていない場合で給付額が違ってくるということを念頭に置かれて言及されたもの、つまり、国庫補助制度に基づく制度という観点からも、生活保護関係情報が必要とされているのではないか、という趣旨である。

(文部科学省) 今、事務局から説明がありました奨学のための給付金については、法律に基づくものではなく、予算上措置されているものであり、特段法制度上の位置付けがないものであるため、必要に応じて各都道府県の判断で条例等の整備を行うことにより、マイナンバー制度の利活用ができるものと理解している。

(高橋部会長) 条例で定めると、予算上措置されているものであっても関連事務に位置付けることができるのか。具体的には、この奨学金支給についても条例で定めた場合は、関連事務に位置付けられるのか。

(文部科学省) 条例によって整備をすることはもちろん可能だと理解しているが、それが必要かどうかについては各都道府県で判断いただくことになると思う。

(高橋部会長) 仮に条例を制定した場合については、関連事務として位置付けることは可能かという質問を申し上げたのだが。

(個人情報保護委員会) 可能と考える。

(高橋部会長) それは、先ほどのテーマ(通番 20)における提案団体と同じような手続をとるという話になるのか。

(個人情報保護委員会) 然り。

(高橋部会長) 承知した。条例を定めた上で個人情報保護委員会に申請すれば、この奨学金については関連事務になり得ると。そうすると、生活保護関係情報は入手できるということではよろしいか。

(増田参事官) 現行の法律上、準ずる法定事務である高等学校等就学支援金事務において生活保護関係情報が入手できないため、条例を定めて独自利用事務にした場合でも、生活保護関係情報は入手できないということになる。このため、提案団体から独自利用事務においても入手できるようにしてほしいという提案が上がってきた。

(高橋部会長) 高等学校等就学支援金の方で読むということでは無理なのか。

(増田参事官) 具体的には、事務としては高等学校等就学支援金の上乗せ事務であり、これを条例で定めた場合には独自利用事務ということになる。その場合であっても、入手できる情報としては準ずる法定事務の範囲内ということになるため、生活保護関係情報は入手できないという整理となる。その点について提案団体から改善してほしいということで提案が上がっている。

(高橋部会長) 事務局から補足説明があったが、この点を踏まえてどう考えるのか。

(個人情報保護委員会) 独自利用事務として情報連携を行う場合、法定事務に準じることになるので、法定事務においてリストの中に入っている個人情報を超えて情報を連携し合うというのは、これはマイナンバー制度の本来の趣旨に反すると考えられる。このため、生活保護の情報については情報連携で入手できないという整理しか今はない。

(伊藤構成員) 高等学校等就学支援金の事務では、文部科学省の事務処理要領において、生活保護受給者は課税証明書に代えて生活保護受給証明書を提出することでもよいと記載されていたと思うが、生活保護関係情報が入手できないのであれば、この事務処理要領は見直さなければいけないのではないか。あるいは、法定事務に関しても生活保護関係情報が入手できるという形で法律改正が必要になると思うが、文部科学省としては、どう考えているのか。

(文部科学省) 市町村民税所得割額の情報把握ができることにより、支給金額を算定する上で、どこの基準に該当するのかという判断ができるため、生活保護を受給しているかどうかは必要不可欠な情報ではなく、必要不可欠ではない情報の入手までを法制度上に位置付けることは困難と認識している。

(伊藤構成員) そうすると、現行の事務処理要領を改正する考えであると理解してよろしいか。

(文部科学省) 事務処理要領は、各都道府県や学校法人等、事務担当者の方々への解説書のようなものであり、確かに当方で作成し、配付しているものである。情報連携システムの稼働後は、システムから地方税の情報を入手できるようになり、課税証明書の取得自体が不要となるものと認識している。

(増田参事官) 論点を補足すると、生活保護関係情報であれば、世帯情報ということで1人調べればその世帯についての把握が済むが、市町村民税所得割額を調べることになれば、その世帯に何人いる場合には、その世帯全員分の市町村民税所得割額を調べなければいけないということで、煩雑であると提案団体から聞いている。また、奨学のための給付金については、補助要綱において生活保護関係情報が必要と示されているということもあり、都道府県としては補助要綱に縛られるため、生活保護関係情報を入手せざるを得ないと聞いている。

(高橋部会長) 国が補助要綱で地方公共団体に対して一定の情報の入手を義務付けているものについて、マイナンバーを利用しては情報が入手できないため、住民の利便性の向上につながらないという話は、制度横断的な話であると思う。その点については内閣府、個人情報保護委員会はどうか考えるのか。

(内閣府) 内閣府としては、生活保護関係情報を取るということについての位置付けがどのようなものになっているのかという話であると思っており、条例化により独自利用事務として議論の対象になるのか、それとも国が普遍的に実施すべき制度として所管省庁で議論されるのかというところの整理がまず必要かと思っている。

(高橋部会長) 文部科学省はいかがか。特に高等学校等就学支援金事務について、説明いただきたい。

(文部科学省) 高等学校等就学支援金制度と、奨学のための給付金制度と2つあるが、高等学校等就学支援金は行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下、「番号法」という。)に位置付けているが、奨学のための給付金については番号法に位置付けられていない予算上措置している制度であり、各地方公共団体で必要があると判断すれば条例を整備した上で情報連携をするという形になると認識している。

(高橋部会長) 奨学のための給付金については、条例を定めた場合、準ずる法定事務はどの事務に位置付けることが可能か。

(文部科学省) 別表の中に根拠となるものはないと認識している。

(増田参事官) 個人情報保護委員会が示している「情報連携の対象となる独自利用事務の事例」の中で、奨学のための給付金の事務を条例で定めて独自利用事務にした場合については、高等学校等就学支援金の支給に関する事務に準ずると事例で示されている。

(高橋部会長) それについて文部科学省はどうか考えるか。

(文部科学省) 今の別表の書き振りとして、高等学校等就学支援金というものが別表第2の第113項のところに掲げてあるということを説明したものである。

(高橋部会長) 条例を定めて独自利用事務とした場合、準ずる法定事務を高等学校等就学支援金の支給に関する事務とすることができないかという事務局の説明であるが。

(個人情報保護委員会) 準ずる法定事務はそれで整理はできると思うが、生活保護関係情報については別表第2に規定されていないため、情報連携で生活保護関係情報まで入手することは難しいのではないかと。

(小早川構成員) 高等学校等就学支援金の事務処理要領には、課税証明書を生活保護受給証明書で代えることができると定めているが、生活保護関係情報は番号法の別表第2には記載されていない。このため、独自利用事務である奨学のための給付金事務でも生活保護関係情報が入手できないという説明は、ややちぐはぐな気がするが。

(高橋部会長) 文部科学省、そこはどうか考えるか。要するに、事務処理要領は将来変えるということか。

(文部科学省) 事務処理要領は臨機応変に変えることができるものだと思っている。情報連携が始まり、税額情報の取得が可能となれば、それに応じてまた見直しをするつもりである。

(高橋部会長) それから、法令が基本的に、例えば住民税、市町村民税関連情報、地方税関連情報など広く読めるにもかかわらず、実際の運用であるデータ標準レイアウトによって入手できる情報が限定されているが、制度上、この趣旨はどういうところにあるのか。

(個人情報保護委員会) 法定事務において各関連情報の項目が細分化されており、その細分化された項目に独自利用事務が準じているということである。この点については当方でも問題意識を持っており、法令上の整理がつかないため、今後どう改善していくかは課題と思っている。しかしながら、システム等の改修が必要であるため、すぐに対応することが難しいことを理解いただきたい。

(高橋部会長) それはシステム上の問題か。それとも何か別の問題があると理解すべきか。

(個人情報保護委員会) 根本的には法定事務に準ずる独自利用事務という制度設計となっているところにあり、入手できる情報についても準じる形で引っ張ってきているということである。しかしながら、それを法的な整理がつくように入手できる情報を増やしていくという次のステップに進むためには、プログラムやシステムの改修が伴うため、すぐに対応するのは難しいということである。

(高橋部会長) そういう厳密な1対1対応を緩めるという検討はしているのか。強い関連性を持つような事務については、データ標準レイアウトを広げるような形での検討はあり得るのではないか。

(個人情報保護委員会) 今、具体的に作業を進めている状況ではないが、今回こういう要望があったこともあり、ということがいつのタイミングまでにできるのかということについて、問題意識を持って取り組もうと思っている。

(高橋部会長) 他の事務に話を移したいと思う。それぞれの事務において、補助要綱で事務が定められていることは共通していると思うが、感染症医療費助成事務、不妊症治療費助成事務、福祉医療費助成事務は、全て予算上の措置ということなのか。

(厚生労働省) 感染症については、地方公共団体からの要求に従って国が負担金を半分出しているという事務になる。

(高橋部会長) 予算上の措置となるか。

(厚生労働省) 然り。

(高橋部会長) 予算上の措置となると、法律上の根拠はないのか。

(厚生労働省) 法律に基づく事務である。

(高橋部会長) 法定事務だと、番号法に位置付けられるのではないか。

(厚生労働省) 番号法に位置付けられている。本提案は、独自利用事務である肝炎治療費の助成については扶養控除情報が必要であるというものだと思っている。しかしながら、法定事務において市町村民税所得割額が分かれば、扶養控除情報は必要がないため、独自利用事務においても入手できないという整理となっている。

(高橋部会長) 扶養控除情報はそういう意味で不要なのか。要するに、市町村民税所得割額が分かれば事務遂行上は全く不要な情報だという理解で良いか。

(厚生労働省) 不要である。

(高橋部会長) これは事務局、よろしいか。

(増田参事官) 厚生労働省から、扶養控除情報を基に、配偶者以外の世帯員がいた場合に、扶養対象の場合は合算の対象にするが、扶養対象にならない場合については合算の対象としないように、扶養控除情報をとって計算をすべしといった通知が出ていますと提案団体から聞いている。

(厚生労働省) 今の話は肝炎治療費助成事務に関する通知ということでよろしいか。

(増田参事官) 然り。

(厚生労働省) 肝炎治療費については通知に基づき、扶養控除情報を基に、その他の所得者の所得額を合算するための情報として必要であると通知上に定めている。

(高橋部会長) 法定事務の支給に必要な情報であると厚生労働省は位置付けているということか。

(厚生労働省) 肝炎治療費の助成事務は法定事務ではなくて、予算上の措置である。

(増田参事官) 独自利用事務である。

(高橋部会長) 法定事務では不要であるが、予算補助事務においては必要だという整理ということか。

(厚生労働省) 然り。

(高橋部会長) 先ほどの通番20と同じ話だということか。承知した。次、不妊治療費助成事務はいかがか。

(厚生労働省) 今日では感染症法と肝炎の担当が呼ばれており、不妊治療費助成事務の担当は来ていない。

(高橋部会長) では、そこは事務局を通じて確認する。では、福祉医療費助成事務はどうか。これは独自利用事務か。

(増田参事官) 独自利用事務である。

(高橋部会長) 法定事務において入手が不要とされておりながら、予算上措置されている事務において入手が義務付けられている情報についてどう対応するのかということ、引き続き事務局を通じて相談したい。また、個人情報保護委員会には法定事務とそれに準ずる独自利用事務の双方において入手できる特定個人情報について、1対1の厳格な対応だけでなく、密接に関連するような情報については入手できるよう、2次ヒアリングまでに検討いただきたい。

<通番 22：マイナンバー法が定めるマイナンバー利用事務について、情報連携の範囲を拡大するよう見直し（内閣府、総務省、文部科学省、厚生労働省、国土交通省）>

（高橋部会長）基本的には法定事務であろうが独自利用事務であろうが地方公共団体における住民サービスとしての窓口は一緒である。そこから、片方はマイナンバーを活用して情報を入手できるが、片方はできないという、住民対応に困難を来すこととなると思う。その意味ではぜひ情報連携の範囲の拡大を検討していただきたいと思うが、各省ではどのように考えているのか。

（文部科学省）当方としては、提案番号 153 番（事務局注：特別支援学校への就学支援のため必要な経費の支弁に関する事務において、生活保護関係情報も入手可能とする。）については地方公共団体における行政コスト、行政効率の観点で踏まえた上での提案であると認識しており、当該提案の実現に向けて、関係府省と相談をしながら対応を検討していきたいと考えている。

（高橋部会長）そうすると、特別支援学校の就学奨励事務については検討いただけるということで、2次ヒアリングにおいては検討の結果について、何かしらの回答をいただきたい。

（文部科学省）検討を進めていきたい。

（高橋部会長）ぜひその旨、よろしくお願ひしたい。他の事務についてはどのように考えているのか。

（厚生労働省）療育手帳との関係についてだが、身体障害者手帳のように法律上の位置付けがないということが主な問題になっていると考えている。法律上の根拠を持たない事務について行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下、「番号法」という。）にどう規定するかということ、内閣府とよく相談する必要があるという認識である。

（高橋部会長）やはり法令上の根拠がないものについてどう番号法で位置付けるのか、ということが一番大きな問題になると思う。今までの話とも共通するが、そこは番号法の基本的な仕組みとして変えていく必要があると思うが、そこについては内閣府としてはどう考えているのか。

（内閣府）当方としては、マイナンバーの利用については、その対象となる事務を各根拠法に基づく事務とするということでも整理をし、その対象となる情報と連携の機関を別表に書くというスタンスできている。

（高橋部会長）やはり対象となる事務は個別法に根拠を持たないといけないのか。番号法に列挙をするとか、そういうことでは無理なのか。

（内閣府）個人情報保護に対する強い懸念から、明確に事務の根拠とそれがどう使われるのかを番号法別表に書くという建て付けとしている。事務が予算のみに基づく措置となると、その要件ややり方についても、毎年予算で決まるということになるので、番号法自体の建て付けの理念と異なってくる。

（増田参事官）療育手帳に関しては、現行の番号法別表第 2 の 10 項に規定があるので、主務省令で定めれば情報連携により情報を入手することができるのではないかと、また、精神保健福祉法についても別表第 2 の 23 項に規定があるが、他方でなぜ法律上規定があるのに主務省令を定めていないのかと、提案団体から質問を受けているが、この点についても回答いただきたい。

（内閣府）後段の主務省令の策定が遅れている理由は調べたい。また、療育手帳としては、明確に何らかの法令の根拠を持っていて、事務として明確であるということであるならば、その事務と、その提供主体、提供対象、情報内容を番号法に規定して、主務省令に落としていくことはやぶさかでないと考えている。また、もし、全国的でない、法律に基づかない事務であるのならば、各地方公共団体で条例化して、情報連携の対象に加えていくということもあり得ると思う。

（高橋部会長）予算上の措置の場合は法律に定められていないので個人情報保護の観点から連携させるのは難しいという話のようである。しかし、住民にしてみると不便だと思う。そうすると、予算上の措置の場合には、不要な情報を今後は求めないという方向で整理するのが筋だと思うが、番号法の所管府省として、そういうことを各省庁に対して働きかける考えはないのか。

（内閣府）番号法の所管としては、番号法の所掌を超えて、各省が実施する予算上の措置とか奨励的な施策の中で地方公共団体の窓口を通して添付書類等を求めていることに関しては、当方がとやかく言うべきではないと考えている。むしろ、地方分権の立場から、地方公共団体の事務の効率化という点についての指摘というものはあり得るのかとは思ふ。

（高橋部会長）制度設計の在り方として、例えば療育手帳という法律に基づかない事務について、マイナンバー

制度自体が、そもそも個別法に根拠を持つ事務に関する情報のみを対象としていて、それ以外の事務に関する情報をとれないという制度設計になっているということについては、厚生労働省としてはどのように考えるか。(厚生労働省)療育手帳を持っているという情報を、他の制度が求めているということであり、厚生労働省だけの制度で完結していない。他の制度における事務処理において、療育手帳があるのかどうかについての情報を求めているということである。

(高橋部会長)承知した。予算上の措置である事務に関する情報を、なるべく入手できるような制度に設計することについて厚生労働省はどう考えるか。例えば肝炎治療費補助事務なども含めて当てはまると思うが。

(厚生労働省)独自利用事務を行う際に、準ずる法定事務が何かというのは後付けの整理になっていると思う。準ずる法定事務になり得るものを全て調べて、入手したい情報を全て入手できることになる事務を準ずる法定事務として選べば良いが、政策なり予算事業を作る際に、準ずる法定事務になり得るものを全て調べることは不可能だと思う。

(高橋部会長)本当に不可能なのか。関連する事務である訳だから、所管されている事務と関連付けて検索すれば大体分かるのではないか。

(厚生労働省)独自利用事務がどの法定事務に準ずるかという関連付けは、あくまで後付けだと認識しており、どの事務を準ずる事務とすれば、地方公共団体がマイナンバーを利用して行う事務の全てをカバーできるのかということ、どう調べるのか。調べ方があるのかもしれないが、現時点ではなかなか難しいとも思っている。

(高橋部会長)それは難しいものなのか。

(増田参事官)個人情報保護委員会から一覧表が出されているので、それをご覧いただければ調べられると思われる。それ自体が難しいということはないのかなと思う。また、もし難しいようであれば、個人情報保護委員会に確認いただきたいと思う。

(高橋部会長)マイナンバーが普及していけば、これを前提に制度設計をしていくということに今後ならざるを得ないと思うので、マイナンバーを活用することを前提として制度を再設計するという方向でぜひ検討いただきたいと思う。外国人に対する生活保護は、法律に根拠を持たない事務とはいえ、これは例外的に位置付けられないか。

(厚生労働省)外国人保護に関しては、法律に基づかない行政措置としての保護を事実上行ってきたという取扱いである、ということが当方の立場である。その上で、その情報を他の制度でどのように活用いただくかというのは、それぞれの制度の所管省庁において検討されるべきものと考えている。

(高橋部会長)なるほど。

(増田参事官)提案団体は、生活保護関係情報が入手できるのと同じように、外国人生活保護情報も入手できるようにしてほしいと提案しているので、その点について厚生労働省としてどのようにお考えかを回答いただかないと、これから各府省による第1次回答に対して提案団体が意見を作る際に、何に対して意見すれば良いのかがよく分からないかと思う。

(厚生労働省)外国人保護のような法律に根拠を持たない事務を番号法上どのように規定するのかということは、番号法を所管する内閣府においてまず整理すべきもので、法律に根拠を持つ事務しか番号法上規定できないということであれば、当方としては外国人保護を法律に位置付けることは考えていないため、番号法の対象とはそもそもならないというところ。

(高橋部会長)では、内閣府に聞くが、これは法定事務に限りなく近い事務だと思う。その辺について、準ずる事務みたいな形で位置付けると整理は不可能なのか。

(内閣府)もともとの番号法の理念から言うと、法律上根拠が明確に定められている事務のみを対象とするという整理にしなければ、情報連携の対象として、そもそも当該制度の根拠法ではなく、初めて番号法で法律上根拠付けられる事務が存在するというのは、本末転倒だと思う。したがって、生活保護法の対象にはしないとされている以上、番号法を改正するつもりもないと考えている。

(高橋部会長)精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(以下、精神保健福祉法という。)の話については、質問検査権と担保措置はなぜこの話と関係するのかについて、その理由を教えてください。

(厚生労働省)行政主体間で地方税関係情報のやりとりをするために求められている要件はここに書かせていただいている事項であると、関係省庁に相談の上、当方では理解している。したがって、精神保健福祉法上、こういう規定が置かれていないため情報連携ができない、そういう関係になっている。

(高橋部会長)なぜ質問検査権と担保措置がないと連携事務として位置付けられないのか。

(厚生労働省) これは要するに市町村民税の情報を活用したいという話であるが、市町村民税のやりとりは、こういう根拠規定がないと行政主体間での情報のやりとりができないと、地方税法上で整理されているために、情報連携ができないと理解している。

(増田参事官) 今の回答について、提案団体からは、番号法別表第2の23項において地方税関係情報が入手できると規定されているので、これで主務省令を定めていないというのは法律を規定した意味がなくなるのではないかと、逆に言うと、法律の過誤ではないかという指摘をいただいているが、その点についてはいかがか。

(厚生労働省) 主務省令上に規定することができるのかどうかについて総務省に相談をしてみると、法律上、質問検査権等の規定がないものについては主務省令上に定められないものであるとのこと。

(増田参事官) 番号法上規定されているものについては、全て本人の申請か、または質問検査権による担保措置が定められている事務しか地方税関係情報はとれないという整理がされているということなのかということ、提案団体から聞かれているが、どうか。

(内閣府) 当方は地方税を所管している総務省自治税務局とも話をしたが、基本的には地方税法上のスタンスがそういうスタンスであるため、当方としてはその整理を受け入れている。

(増田参事官) そうすると、番号法に精神保健福祉法を入れたときには、この議論はしていなかったということか。

(内閣府) 当方として、取りまとめ省庁としての責任ももちろんあるが、今の話だと、本人の申請か、または質問検査権による担保措置が定められている事務しか地方税関係情報はとれないという整理が十分詰められていなかった可能性は確かに否定できないかもしれない。十分調査していく必要があると思う。

(高橋部会長) 地方税関係情報について、そういう仕切りが妥当かどうかも含めて事務局とも相談させていただきたい、2次ヒアリングに向けて準備させていただきたいと思う。

(小早川構成員) 本人の申請に基づくかどうかということが基本になってくるが、措置入院はものすごく特殊な制度であり、この一般的な振り分け基準に基づいて判断するということが自体が良いのかどうかということも併せて御検討いただければと思う。

(高橋部会長) 厚生労働省に検討をお願いしたい。引き続きいろいろと各省庁をお願いしたので、それらの事項を検討いただければと思う。

<通番8：他自治体において退職した職員に係る再任用制度の規制緩和（総務省）>

(高橋部会長) これまで定年退職者を任期付職員として任用できることについては、何らかの形で周知してこられたのか。

(総務省) そこは不十分だと思っている。川口市や胎内市などで誤解が生じているのは我々の周知不足であるので、そこはしっかり責任を果たしたい。

(高橋部会長) 次に、再任用と任期付の違いだが、再任用の場合は、基本的には従前の勤務実績に基づく選考で、任期付の場合は、法第3条に基づく場合は選考でもできるということだと考える。従来の勤務実績に基づく選考と単純な選考とは、採用される側にとっては若干違うと思うが、その違いはどのように理解されているか。

(総務省) 定年退職者等の再任用は、ある職場でずっと働いており、その成績を見て再任用することが前提となっているが、任期付の場合でも、富士市の例を見ても、一時期、富士市の市立高校で働いたとき等の対応も踏まえて、任期付で採用されているため、基本的に選考のレベルが異なることにはならないと考えている。

(高橋部会長) 任期付については全く勤務していない方も、場合によってはあり得るということか。

(総務省) 全く勤務していないケースについては、まさに当該専門的な知識、経験が必要とされる業務に従事されることが適当かどうかという観点で、しっかり選考することとなる。

(高橋部会長) 再任用という形態をとれば、従来の勤務実績において通常の実績があれば選考されるという期待があるのではないか。

(総務省) 民間でも当然自分の企業でずっと見てきたから再任用ができるのであって、国でもそうだと思うが、全く他の自治体の職員を再任用するとすると、地方公務員制度で一体的に運用しているとはいえ、他の自治体の勤務実績を取り寄せて再任用を判断することになり、それは違和感がある。

(高橋部会長) 提案では、人事交流について協定を結んでいるような場合ということである。だが、再任用の規定は雇用義務と裏腹であるとの説明について、雇用義務が発生するのはあくまでも当該定年退職者の任命権者もしくは任命権者が属する団体だけではないか。協定を結んで受け入れる側にまで雇用を義務付ける制度には

ならないと思うがいかがか。

(総務省) 再任用制度は雇用と年金の接続を目的とするものであり、地方公共団体が他の地方公共団体の職員も再任用できることになると、雇用義務の観点からは、どこの地方公共団体でも採用できるということになる。

このため、労働側にとっては、よほど成績が悪くない限り自分の地方公共団体で再任用されるという今の状態から、提案の制度をつくっていくことで逆に労働側にとって不安定さが増すのではないか。

再任用制度はいろいろな労使の積み重ねの議論の中でモザイクのようにつくってきている制度なので、この制度の拡大よりも本筋の任期付採用制度を川口市に利用いただきたい。

(高橋部会長) 確認だが、川口市の提案は再雇用義務まで伴うような提案なのか。

(竹中参事官) 川口市は、雇用をしたいとは言っているが、再雇用義務までを求めているものではない。

(総務省) 川口市がそういうことを求めているという話ではなく、法律で他の自治体の職員も再任用できるという規定を設けることによって、任命権者がそこに勤めた当該定年退職者を再任用していくという今までの議論の流れに不整合が生じることを恐れている。

(高橋部会長) 国の場合は、もともとの採用省庁に再雇用義務があるが、他省庁で再雇用してほしいと手を挙げても、手を挙げられた省庁に再雇用義務はないという制度ではないか。要するに、例えば、総務省の地方支分部局で勤めているのだが、転居などを理由に今度は農林水産省の地方支分部局に行きたいと言って手を挙げたときに、農林水産省には再雇用義務が発生しておらず、総務省と農林水産省の間で調整が入るだけではないのか。

(総務省) その場合も国全体としては一定の再任用義務を果たしている形になる。地方の場合も任命権者は数多くいるわけで、地方公共団体でも、教育委員会をやめた人を知事部局で採用するなど、県あるいは市町村という単位で再任用義務を果たしていく。民間企業の場合も、グループ企業で基本的に再任用義務を果たすという構造になっているので、それと今は全く一致している。

そういう構造になっている中、法律のかけようによっては、労使でいろいろな議論の中で積み上げてきたこの再任用制度を、地方公共団体だけが地方公共団体全体で見るとはならないか、という疑念を招きかねない提案だと思っている。

(高橋部会長) そこは制度設計でどう仕組むかは考えどころだが、連携している自治体に再雇用義務を発生させず、当該団体が持っている再雇用義務を果たす上での調整として制度を仕組むことは、法制上、全く不可能か。

(総務省) この制度は平成16年に民間で雇用主に対して義務化がなされたことを受けて公務のほうの議論が進んできたところであり、65歳まで定年を延長するという議論が出されている。これは消えているわけではなく、年金の支給開始年齢が引き上がっていく3年ごとに定年延長を含めて検討していくことになっており、将来的にはそれも含んだ形でやっている。

最終的に閣議決定になったが、途中段階では再任用の義務化を法制化するという議論もあった中で現在の制度ができています。この制度は職員の利益保護がメインであり、定年退職者に年金支給開始年齢が引き上がることによって空白期間が生じることのないようにすることがもともとの趣旨である。公務上、どう有益な方を活用するかは、任期付採用制度を用意しているものであり、これを使っていただくのが筋ではないかと思っています。

(小早川構成員) 再任用制度は、労働者の立場で見て、年金まで従前の勤務に近い形で続けていきたいという希望を可能にしようという仕組みである。それに対して、任期付採用というのは、雇用側から見て使いたい人材がいるときに特例的に認めようという制度であり、ベクトルとしては逆だと考える。

川口市のケースはどちらかというと、労働者の立場で、本人が、こういう能力を持ってこの学校で働き、副校長を務めてきている、この職場でもうちょっと頑張りたいということであり、そのうえで、任命権者の側も、この方はこの学校で校長になりたいようだがそれは任命権者にとってもプラスだ、ということが基本なわけである。それを任期付採用でいいでしょうということは、理屈がずれているのではないか。

(総務省) 今回、川口市で校長になられる方は、基本的には埼玉県教育委員会で勤務されて、おそらく人事ローテーションの一環として川口市立の副校長になり、そのときの働きが注目されてということだと思うが、その方は、埼玉県教育委員会で採用されて研修等を受けてずっとやってきたわけであるから、そちらに対して一義的に再任用をしてもらおう権利のようなものが発生して、埼玉県はそれに対して応えていかなければいけない。

一方で、その議論に入る前に川口市からオファーがあって行くということなので、むしろ再任用制度を全地方公共団体が全地方公務員に対して包括的に再任用義務を負う形にするのではなく、特定の、就職してずっと

長くいた地方公共団体にまずは再任用義務を果たしてもらって、それ以外で活躍される場合はその人の能力に着目して任期付職員制度で任用することが、自然ではないかと思っている。

(小早川構成員) 雇用側が全国を見回して、優秀な人を連れてこようという話とは違うと思う。法律上は県の職員だったかもしれないが、市で能力を発揮してきているという実態を踏まえた話である。そういう実態を制度で全部拾い上げるのは大変かもしれないが、この提案のような場合に何とか実態に合った制度になりませんかという希望と見ることはできるのではないか。

だとすれば、埼玉県と川口市が、あるいは一般的にいえば2つの地方公共団体が密接な関係にあって、例えば、組合をつくってやっているとか、何か協定をつくってその中で人を使ってきているという前提があれば、それを使ってシステムができるのではないかという問題だと思う。制度を組み立てるのはなかなかしんどいかもしれないが、そういうことができないかと考えている。

(総務省) 指摘の趣旨はわかるが、任期付にしても、再任用にしても、確かに選考の仕方が違うと言われればそのとおりだが、実質的には、同じような形で任用されており、富士市の例でできているので、お互いの意思が合致すれば、任期付制度で採用の仕方ができる。

我々が気にしているのは、地方公共団体が全ての地方公務員に対して再任用の義務を負うと読みかねないような規定を設けることによって、労働側から見れば普通に勤務されているような人の再任用の義務が弱くなるという不安感が生じること自体が、公務員制度としていかがなものかと思っている。

今回のようなケースに全く採用の道がないというのであれば、それはいうとおりだと思うが、地方公務員法上、いろいろな形の制度があって、それぞれの目的に応じて今回のようなケースも十分救える状態になっている中で、あえて人事政策で一番微妙な、労使の間でも難しい定年退職者等の再任用制度の中でやっていくのは、労働側にも非常にいろいろな疑念を呼びかねない感じがしており、それが全てである。

(高橋部会長) その辺の疑念を明確にし、本当に不可能なのかという制度設計自体も含めて、第2次ヒアリングに向け、意見交換させていただきたい。

<通番 23: マイナンバー利用事務の委託を受けた者について、情報連携の利用が可能となるよう見直し(内閣府、総務省、文部科学省、国土交通省、個人情報保護委員会)>

(高橋部会長) 高校の奨学金に関する事務について、マイナンバー利用事務の委託を受けた公益財団法人に情報連携を可能とするために行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下、「番号法」という。)の改正が必要となるという話だが、現在、改正の検討をされる予定はないということか。

(内閣府) 当方としては、それぞれの事務において情報の提供先の省庁と情報の提供元の省庁の間で協議が調べ、改正することはやぶさかではないが、今のところそういう動きがあるとは聞いていない。

(高橋部会長) 文部科学省はどう考えているのか。検討する予定はないと考えているのか。

(文部科学省) 当方としては、情報連携の対象とするのであれば、その対象を、地方公共団体が条例で定めるところによって、当該地方公共団体の他の機関にその事務を処理するために必要な限度で特定個人情報を提供する場合には認められると認識している。しかしながら、公益財団法人は民間団体であることもあり、情報連携を可能とするためには、番号法の改正が必要となると思うが、現時点で番号法別表第2の中に追加することは情報連携の主体を限定している番号法の趣旨から考えると、困難なのではないかと認識している。

(高橋部会長) 公益財団法人であり、民間団体ではあるが、内閣府公益認定等委員会により公益認定されているため、追加しても支障はないのではないかと考えられる。情報管理の点で懸念があるとすれば、委託の条件を厳格に設定すれば問題はクリアされるのではないかと思うが、その点についてはどのように考えるか。内閣府として、検討の余地はないと考えているのか。

(内閣府) マイナンバー利用事務は県が行う事務であるが、財団に委託すること自体は番号法上可能である。しかしながら、情報連携についてはその主体を明確にすることが番号法の趣旨であるので、その主体が単なる財団法人ということとなると、法律上の位置付けがあるとは言えなくなり、主体が明確でなくなるので、その点がネックになってくるのだろうと思う。

(高橋部会長) さはさりながら、委託自体は認めている。

(内閣府) 地方公共団体自らが持っているマイナンバー付きの特定個人情報については、当該団体の判断で事務を委託することを番号法は認めている。しかしながら、それを他の地方公共団体が持っているマイナンバー付きの特定個人情報に対するアクセスを認める場合には、情報管理の観点から、情報連携の主体を明確にするた

めに、法律において規定のある法人のみに情報連携を認めるということで整理をしている。

(高橋部会長) その中に、委託された公益財団法人を追加することはできないのか。

(内閣府) 当該事務の所管省庁と関係省庁、それから当方との間で協議して、事務を委託された公益財団法人に情報連携を認める必要性と対応策を検討することになるのではないかと思います。

(高橋部会長) 現に事務を担っている地方公共団体からこういう提案が出ているので、関連省庁、この場合は内閣府、総務省、文部科学省との間で調整する予定、検討いただく余地はないのか。

(内閣府) 文部科学省としては番号法別表第2に追加することは困難ではないかという回答だったようなので、まずはこれから検討していく話なのではないかと思っている。

(高橋部会長) その点について文部科学省はどのように考えるか。今の内閣府の回答では、関係省庁間で協議が調べば、検討いただく余地があるということだと思っているが。

(文部科学省) そもそも前提として今、議論がされているのは都道府県が民間団体に事務を委託する形であればできるのではないかということだと理解しているのだが、提案団体の高等学校教育振興会の場合は元から貸与型の奨学金事業を本来業務として行っているものであり、提案団体が事務を委託しているものではないと理解している。

(増田参事官) 提案団体からは、従前、提案団体が実施していた事務を委託したものだと聞いている。あくまでもそもそもは、旧日本育英会が行っていた事務であり、提案団体が旧日本育英会から移管を受けた事務を公益財団法人に委託をしているものであり、その事務についてマイナンバーを利用したいと提案団体から聞いている。

(高橋部会長) 文部科学省はどう考えるか。

(文部科学省) 公益財団法人に対してマイナンバー利用事務における情報連携を行うことができるようにするかどうかということについては、そもそも前提として民間団体全般について情報連携を認めるべきか否かについての議論がなされないと、ここだけで検討することはなかなか難しいものではないかと考えている。

(増田参事官) 本件についてはそういったものではなく、兵庫県としては、内閣府が公益認定を行っている公益財団法人に対して事務を移管している場合に限定しているので、一般的な民間団体全般についてということではなく、公益財団法人に特定して議論いただきたい。

(高橋部会長) つまり、事務の委託を受けた公益財団法人ということだが、そこについてはどのように考えるか。そういう意味においては、提案内容を正確に把握されていなかったところもあるかと思う。内閣府の回答によれば、関係省庁の調整が整えば番号法にも追加できるとのことであったが、具体的には何条のどこを改正すれば事務の委託を受けた公益財団法人にマイナンバー事務における情報連携が可能となるのか。

(内閣府) 都道府県の手続きを委託している財団法人を情報連携の対象とするかどうかは、その事務に対する牽連性のようなものがなければならぬと考えている。一般的な財団法人全般について認めるということは、番号法の趣旨からすると、認めるとは言えないと思う。改正の対象となるのは別表第2等であるが、情報連携の対象となる主体に位置付けられるかどうかは議論になる。

(高橋部会長) 番号法別表の改正になるということか。

(内閣府) 然り。

(増田参事官) 提案団体からは番号法別表を改正するやり方と、条例で定めた場合の独自利用事務として整理した場合における番号法第19条第8号の改正のどちらかになるのではないかとということで提案をいただいている。

(内閣府) これは後半で申し上げようと思ったのだが、真正面から番号法別表等を改正することで対応するのか、独自利用事務として位置付けて、あくまでも地方公共団体における独自利用事務の問題として扱うのか、どちらかだと思ふ。

(高橋部会長) ということは、必要があれば番号法第19条第8号に追加するという事は、法制上はあり得ることか。

(内閣府) 個人情報保護委員会の考えによる。

(高橋部会長) 個人情報保護委員会の考え方になるのか。番号法の所管省庁ではないのか。

(内閣府) まずは独自利用事務として位置付けることとなれば、その点については個人情報保護委員会の判断によることとなる。したがって、本件については法定事務として扱うのか、それとも独自利用事務として扱うのか、そこが大きな分かれ目としてあるのだろうと思う。

(高橋部会長) 法定事務と独自利用事務のそれぞれについて検討の余地があるかどうかということをお聞きした

いのだが。

(内閣府) 当方は中立的な立場であり、事務を所管する省庁において、都道府県以外にも主体を認める必要がある。かつ、情報の提供先の省庁と情報の提供元の省庁との間においてもやむを得ないということが調べ、改正はあり得る。法改正という話でいくのか、それとも独自利用事務としていくのか、2つの方法があると認識している。

(高橋部会長) 独自利用事務については個人情報保護委員会の判断によるということだが、個人情報保護委員会としては検討の余地はあり得るのか。

(個人情報保護委員会) まず法定事務がしっかり位置付けをされ、それに準じた形で条例で定められているかどうかを見極めることが第一歩だと思う。その上で番号法第19条第8号においては、情報連携の主体として地方公共団体の長その他の執行機関であって規則で定めるものとしているが、この主体をどうするかが問題。これは法定事項であり、法律上で認められなければ、規則で情報連携を認めるわけにはいかない。

(高橋部会長) 承知した。この点については制度論全体も含めて2次ヒアリングでもやっていきたいと思う。

(増田参事官) 提案団体からは、学資の貸与に関する事務が準ずる法定事務ということで届け出をし、それを前提に公益財団法人が活用する場合については番号法第19条第8号の改正が必要ではないかということで提案をいただいているため、その方向での対応も選択肢の1つとして検討いただければと考えている。

(高橋部会長) 今の話についてはどう考えるか。

(個人情報保護委員会) 法定事務と独自利用事務のどちらで事務を整理するのかについては当方でも検討したいと思うが、事務の主体に委託された公益財団法人を認めるかというところは法定事項となっているので、その部分を当方で検討せよというのは、なかなか力が及ばないところである。

(内閣府) 番号法の趣旨から考えると、なるべく主体を明確にすべきだと思うので、一般論として財団法人はいいですよとはおそらく言えないと思う。法定事務にしても独自利用事務にしても、それぞれの事務で、どうしても主体として書かなければいけないものがあるならば、主体の位置付けや、事務との位置付け、牽連性というものが問われていくことになると思う。

(高橋部会長) しかしながら、法改正ということになれば、それを一般的な表現にしなければならない。

(内閣府) だからこそ、現行法においてはあえて一般的な書き方を行っておらず、個別法に規定されている団体という形で整理を行っている。これは、国民に対してどの主体が特定個人情報を利用するのかということを明確にするためである。特定個人情報を利用する主体が法律により規定されておらず、国民から明確には分からないような団体になると、情報連携の対象を明確にするという番号法本来の趣旨から逸脱してしまう可能性がある。提案団体で行っている事務を否定するものではなく、どのような方策を採ることで本提案に対する支障事例を解決できるかということは、考えていく余地があると思うが、今の時点では法律上、一般的に財団法人を情報連携可能な主体として位置付けるのかという点については、少し慎重な検討が必要になる。

(高橋部会長) だからこそ限定付きでの規定の可能性を検討すべきだと思う。一般的に全ての財団法人に認めるのではなくて、法律上の表現を限定的に、条件を付けた表現とすることもあり得るのではないかと。

(野村構成員) 提案団体の提案は、奨学金事業を移管された公益財団法人という、やや主体を限定した提案として出てきていると思う。一般的な公益法人だとか財団法人というような提案ではなくて、限定がかかっている点についてはどのように考えているのか。

(内閣府) この事務に関して委託という形態を採っているが、その形態の中でどのようにこの事務を位置付けていて、事務の所管省庁や、情報提供者側の情報を持っている所管省庁や、地方公共団体との間で、問題がないという整理ができるかどうかという、この点に帰着していく問題であると考えられる。

(高橋部会長) 公益認定も法律上の仕組みであるし、そういう意味ではどこまで番号法上で限定をかけるのかというのは、いろいろと相談の余地があるのではないかと考えている。

次に指定管理者も、地方自治法に基づくものである。そういう意味では主体が明確ではないかと思うが、それでもやはり情報連携を認めることは難しいということか。

(内閣府) 今の制度の建て付けから申し上げると、番号法では個別の法律で法人が明確に定められているということを1つの判断基準にしている。指定管理者の場合について考えると、指定管理者として指定されている株式会社やNPO、地縁団体などは、個別の法律で明確に定められていない。

(高橋部会長) 番号法上は地方公共団体の機関だと書いてあるだけではないのか。

(内閣府) それは行政主体ということである。幅広く法人を対象とできる点が指定管理者制度の持つ良さのひとつ

つであると思うが、番号法で指定管理者と書いてあるだけでは、国民の目から見て、法律上どの主体が特定個人情報を持っているのか、情報連携しているのかが分からないことになってしまう。これが当方が慎重に考えざるを得ない理由である。

(増田参事官) 提案団体からは、地方自治法に基づき定めた条例によって指定管理者が行う事務を明確に定めているという提案団体の実態を考えると、管理代行者という法的な位置付けと指定管理者という位置付けにどれほど差があるのかという意見を聞いている。地方自治法に基づく指定を受け、条例でどの事務をやるかを明確にしているという点では、指定管理者についても主体が明確になっているのではないかと聞いている。また、いくつかの地方公共団体からは、公営住宅の管理について管理代行制度も、指定管理者制度も両方活用していきたいという声がある一方で、指定管理者だけマイナンバーを使えないというのは、制度として平等ではなく、制度の選択において障害があるということも聞いている。

(内閣府) 指定管理者と住宅供給公社の関係で言うと、住宅供給公社は管理代行ができるが、法律上、明確に住宅供給公社の位置付けが書かれている。一方、指定管理者はどの会社であるか明らかではないため、マイナンバーの連携対象として指定管理者を位置付けられるのか、議論が必要かと思う。

(高橋部会長) この点も引き続き議論していきたい。

最後、中間サーバーの話になるが、先ほど地方公共団体情報システム機構（以下、「J-LIS」という。）との関係だと聞いているが、要するにJ-LISが良いと言えば中間サーバーが利用できるようになるものなのか。

(総務省) 自治体中間サーバープラットフォーム自体は、J-LISの判断で設置、管理しているものであり、J-LISの判断になると思う。

(高橋部会長) 法制上、阻むものは一切ないということか。

(総務省) 然り。

(高橋部会長) 制度上できるという整理を地方公共団体に示すような話にはならないのか。

(総務省) 現在、J-LISが自治体中間サーバープラットフォームを作っているのだが、制度ということでやっているわけではなく、J-LISが自らのサービスとして提供している。制度上できるかと言えばできるし、やらないと言えばやらないというようなことで、そういった位置付けとなっている。

(増田参事官) 具体的に総務省から本件についてのQ&Aが示されており、地方公共団体の側は総務省からの回答にかかっていると認識していると思う。また提案団体は、事務の委託を受けた管理代行者が、事務の委託元である提案団体が設置している中間サーバーを利用したいと言っているが、そこも含めてJ-LISの判断という回答になるのか。

(総務省) 自治体中間サーバープラットフォーム自体はJ-LISで判断して設置運営しているものであるので、J-LISで判断していただければ結構である。

(高橋部会長) 要するに、委託業者に使用させて差し支えないという判断までJ-LISにさせていいということか。そこはJ-LISに一切を任せるという判断か。

(総務省) 委託業者が情報連携できるかどうかということは、今までの議論のように制度面での整理の話が別途あるが、情報連携できるということになったときに、自治体中間サーバープラットフォームをどういう形で整備するかということは、J-LISで判断していただきたいということである。

(高橋部会長) 事務局、それでよろしいか。

(増田参事官) そういうことであれば、地方公共団体としては誰と、どう調整すればいいということになるのか。

(総務省) これは総務省が言うべきことかどうかは分からないが、自治体中間サーバープラットフォームを設置しているのはJ-LISであるので、J-LISとお話しいただければ結構かと思う。

(高橋部会長) では、J-LISと地方公共団体が調整するに当たっても、J-LISは総務省に照会する必要はないということか。

(総務省) 然り。

(高橋部会長) では、もはや総務省はそれについて何も言わないということか。

(総務省) 然り。

(高橋部会長) では引き続き2次ヒアリングに向けていろいろと調整させていただきたいと思うので、よろしくお願ひしたい。

<通番 29：マイナンバー法上の通知カードの券面事項の住所変更に係る追記事務の廃止（内閣府、総務省）>

(高橋部会長) 通知カードが本人の者か確認する際、出生の年月日の記載のない書類が提示されるような場合に備えて、必ず住所が記載されているものを持ってきてくださいというように、事務を所管する省庁の側で指定することはできないのか。

(総務省) 住所が記載されている公的書類を持っていない方もいると考えられるため、本人であることの確認を行うための書類の種類についてはある程度幅広く規定しておかないといけないということが番号法の趣旨。氏名と住所もしくは氏名と生年月日という情報が通常、本人確認をする際に必要なものであり、あらゆる提出書類に対応できるよう、通知カードにおける住所情報の適正な変更手続を行う必要があると考えている。

(増田参事官) この回答に対しては、提案団体から、実際に通知カード上の住所と本人確認書類上の住所が異なった場合であっても、住民基本台帳ネットワークシステム（以下、「住基ネット」という。）又はそれと同じ情報を持つシステムで確認ができるため、住所の不一致があった場合に本人確認ができないということはないと回答いただいている。

(総務省) 実務上、そういう取扱いを認めていることは事実である。しかしながら、確かに市町村の窓口では通知カード上の住所と書類上の住所に不一致があった場合であっても、住基ネットを利用して確認できるが、ご自身が必要書類を提示することが大原則である上、民間企業等では住基ネットを利用することができない。このため、通知カードを証明書類として使うことができるようにするために、住所の変更手続が必要だということである。

(増田参事官) 提案団体から、住所の確認自体をしなくとも、事務上問題がないのではないかとということが本提案の大原則であり、通知カードは個人番号の確認のために必要ではあるが、本人確認においては通知カードの住所が書類と一致する必要がなく、通知カードの住所情報については古いままで問題ないという意見が寄せられている。必ずしも通知カードの住所を書類の住所と一致させなくとも、また通知カードに記載されている住所が正しいものかどうかを確認するまでもなく、本人確認ができるのではないかとということについて、問題提起いただいている。

(総務省) 少なくとも現行の行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下、「番号法」という。）上、本人確認においては通知カードに記載された氏名及び出生年月日又は住所が通知カードと一致するということを求めているため、同姓同名の人物も考えられることから、住所を確認しなくていいという運用はあり得ないと考えている。

(増田参事官) 地方公共団体からは、例えばパスポートについては住所が手書きになっていて、真正性が全く確認できないにもかかわらず、住所を確認することとなると、住所の確認自体がそもそもできないということになると聞いている。また民間事業者について、雇用関係があり、本人との同一性が明らかであれば身元確認書類は要しないと理解しているが、そういうことであれば、そもそも身元確認書類自体を要しないという扱いとなるため、実際には問題にならないのではないかと。

(総務省) まず前者についてであるが、そもそも番号法では番号のみで行政手続を進めることとしたためになりすましが横行した海外の事例を踏まえ、なりすましの防止のため、番号だけでは本人確認せず、氏名と住所又は氏名と生年月日によって番号を提示した人が本当にその人なのか厳格に確認するという建て付けになっているので、確認をしていただくことは変えられないというのが当方の考えである。また民間企業についてであるが、民間企業に身元確認書類を要しない取扱いを認めているのは、入社時に住民票等の本人確認により本人確認が行われているために、改めて確認は不要であるというだけの話であり、その部分だけを捉えて全体に広げて論じるのは論理的におかしいのではないかと。

(勢一構成員) 制度の厳格な運用という意味では指摘のとおりだと思うが、今回の提案には追加の共同提案がかなりたくさん地方公共団体から来ており、具体的な現場での運用において支障がない限りは、地方公共団体は制度の廃止を提案しないはずなので、住所変更等をしなくても制度運用は可能だという判断が少なくとも現場にはあるのだろうと受けとめている。実際にまだ新しい制度ではあるが、現場での運用の実態を、どのように把握して評価しておられるのをお聞かせいただきたい。

(総務省) 具体的に統計的に何かを調査しているとか、全団体に照会をかけて調査するということは行っていないが、当方としても市町村からそのような話を聞く。支障があると言っている市町村がいることは認識しているが、新しい制度であるため現場に多くの負担をかけていると思っており、番号制度に関する様々な事務がある中で、効率化できないかという意見だと認識している。しかしながら、番号法の運用そのものは厳格にやらなければ、なりすましの可能性があるということで、そこを簡単に、手間がかかるため事務を省略できるとい

う話には正直なかなかならないのではないかと思っている。また、要望の中で、例えば印字面のスペースが少ない等の意見については、いろいろお話を伺った中で変更できるのであれば、将来に向かって変更を検討することは大事だと考えており、改善できるところはしたいと考えている。

(高橋部会長) 住所変更した人は、新住所が確認できる書類を持参していただくといった運用はできないのか。

(総務省) その運用を行った場合に、本当に一般の方々が理解して、新住所が確認できる書類を持ってきてくれるのかということはよく分からない。引越しの場合には、住民票の住所の異動の届出のために少なくとも一度は役所に行くことになるため、その際に通知カードの住所についても変更してもらえばよいということであり、新しい制度をまだよく知らない場合もあるので、このことについて、周知をきちんと行い、住所変更の手続きを行っていただくというのが筋であり、変更しなくとも別の書類で証明できるというような整理をすることは、本人確認の趣旨から言うとあまり望ましくない。

(高橋部会長) 追記は本人が通知カードを持ってこないといけないということではどうか。

(総務省) 住所を変える時に転入届を出す必要があるため、そのとき必ず窓口に行くこととなる。そのときに通知カードを持ってきていただければ併せて通知カードの住所も変更できる。

(増田参事官) 提案団体からは、5割の方がお持ちにならないということで、再来庁をお願いするのは非常に負担であると聞いている。別の提案団体も、2割の方が実際にお持ちにならないので再来庁をお願いしており、実際に再来庁することになる住民の負担を改善したいと強く訴えている。

(総務省) 新しい制度の周知が足りないという点は、我々の周知が不足していた部分があるのかもしれないが、再来庁するのが大変だというのは、そもそも持ってきていただければ良い訳であり、住所等を確認するという手続が必要なことは変わらない。住所の変更が住民票の転出届で義務化されているのと同じように、その義務化された手続を併せてきちんとやっていたいただければ良いということである。

(伊藤構成員) 提案団体からは、再来庁して追記した際の日付は、実際に住民票が変更された日とは全く関係がない日になり得るため、通知カード上の住所の記載自体は必ずしも住所が移ったことを公証するものではなく、結局通知カードに載っている住所情報はあまり意味がないのではないかと聞いているが、この点についてはどう考えているか。

(高橋部会長) であるからこそ、限られた書類のみではなく、幅広い種類の書類をパッケージで持ってきてもらうという本人確認手続となっているのだと思う。パッケージで持参せざるを得ない書類を持ってこない場合の再来庁の負担と、事務の負担と、どちらがより大きいかという問題だと考えている。提案団体としては、地方公共団体の事務負担と、通知カードに記載されている住所の公証という機能を比較すると、やはり事務負担のほうが勝るのではないかと、という提案だと言える。

(内閣府) 通知カードの本来の機能は番号を通知するだけであるが、通知カードを持ってきた人が本人であることを確認するための要素として住所が載っているのであり、住所や生年月日を見比べて、この人は確かにこの番号を持っている人と初めて確認できる。地方公共団体の窓口は住基ネットで住所を検索できるが、民間企業では確認する手段は限られるため、住所の変更がないと本人が持ってきた書類と通知カードの住所とが食い違うような場合を考えて、事務を省略することはできないということを総務省は言っているのだと思う。

再来庁させてしまうことについては、引き続き国民の皆さんに住所変更の際に通知カードも併せて変更をするべき旨、PRをしていかなければならないと感じている。

(高橋部会長) 本人確認をやめてくれと申し上げているのではない。それから、民間の場合であっても本人確認書類を2種類必ず持ってきていただくことになっているということで良いか。

(内閣府) 民間でも本人確認をすることは大原則。しかしながら、運用上、従来からいた社員については、入社の際に本人確認が済んでいれば、番号だけの確認で認めているという取扱いがなされているにすぎない。したがって、新入社員であるとか、会社を辞めて他の会社に移る際は、必ず新しい会社で通知カードと本人確認書類を確認してもらうこととなる。これがマイナンバー制度の大原則である。

(高橋部会長) そのときに、住所以外のものでも本人を確認する情報を代替することは十分可能ではないか。

(内閣府) 住所以外のものでもできなくはないが、例えばパスポートを持っていない方もたくさんいるため、そのときに書類に住所の記載がなければ、結局他の書類との照合がとれなくなるので、そういう意味で要素として通知カードに住所が書いているということだと理解している。

(増田参事官) 提案団体から、内閣官房マイナンバーテクニカルサポートに問い合わせたところ、住所の記載が最新でなくても、通知カード自体は有効であるとの回答があったそうで、そういう点も踏まえて通知カードに

おける住所の変更手続は必要がないのではないかと考えているとのこと。なお、本件提案について、全国連合戸籍住民基本台帳事務協議会に問題事項、要望事項として諮ることも検討していると聞いている。

(内閣府) 住所変更がされていない通知カードを無効とすると、おそらく新入社員が住所変更していないときに何をすべきなのかといった問題が生じることを考慮したためではないか。その一事をもって住所変更という手続を全く省略できると考えることについては、慎重な検討が必要なのではないか。

(高橋部会長) パスポート以外に何か代替する書類はないのか。

(総務省) 番号法施行規則に記載している。運転免許証、旅券、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、在留カード等々であるが、そうした書類を持っていない方もいるので、「通知カードに記載された氏名及び出生の年月日又は住所が記載され、それが確認できるものとして個人番号利用事務実施者が適当と認めるもの」という規定を設け、幅広く書類を認めている。

(増田参事官) 今挙げられた条文は、「氏名及び出生の年月日又は住所」とあるので、具体的には氏名と出生の年月日だけでもいいのか。

(総務省) 然り。

(増田参事官) ということは、住所が書いていない場合もあるわけか。

(総務省) 然り。

(増田参事官) そうすると通知カードと住所の一致性は確認しないということであるか。

(総務省) そのときは確認しない。

(増田参事官) ということは、そのときは住所が間違えていようが間違えていまいが関係ないということか。

(総務省) そこだけ見れば、そうなる。

(増田参事官) 先ほどは氏名と生年月日だけでは確認が不十分だと言っていたが、今の仕組みでいうと氏名と生年月日しか書いていないものでも書類としては認めているわけか。

(総務省) そういう書類もあると思う。しかしながら、繰り返しになるが、逆に言うと氏名と住所しか書いていないものもあり、そういうものにも対応できるようにする必要があるということを申し上げている。

(高橋部会長) この話は地方公共団体の事務負担の話と、どのように制度設計を考えるかという話だと思う。この辺で論点が明確になったと思うので、引き続き2次ヒアリングに向けて調整していきたいと思う。ぜひ御協力のほどよろしくお願いしたい。

<通番27：地方公共団体が行う農業共済事業の義務付けの緩和（農林水産省）>

(高橋部会長) 収入保険制度の検討に伴う全体見直しのスケジュールはどのように考えているか。

(農林水産省) 収入保険については、事業を実施する前段階でフィージビリティ調査をやっているが、今年度それが終了する。順調にその検討が進めば、来年度の通常国会への法案提出を考えているので、農業災害補償制度の見直しも、それと併せてということになると思っている。

(高橋部会長) 来年度ということか。

(農林水産省) 来年春の通常国会。

(高橋部会長) これは予算関連法案か。

(農林水産省) まだそこまで詰めていないが、そうではない。ちょうど今、事業化調査がほぼ終わろうとしていて、収入保険制度の形を検討する。それに併せて農業災害補償制度の見直しというのを今、最終的に詰めている状態。できれば8月、9月以降、与党調整も含めて案について検討し、年内に見直しの方向がまとまれば、来年の通常国会に法案を提出したい。

(高橋部会長) 年内に検討がまとまれば、法案提出ということか。

(農林水産省) 我がほうとしては最大限努力すること。

(高橋部会長) 平成30年になる可能性はないのか。

(農林水産省) 今後の検討での調整によるが、できるだけ順調に進むように努力していく。

(高橋部会長) 次のヒアリングが10月の上中旬で、そこまでには大まかな検討の方向は明らかになっているか。

(農林水産省) 与党との調整スケジュール次第ということになると思うが、とにかくきちんと調整していきたいと考えている。

(高橋部会長) 全体見直しが延びるということはないということによろしいか。

(農林水産省) 我がほうとしては最大限努力すること。

(高橋部会長) 全体見直しの中での検討なので、全体見直しが延期になることで、これだけが浮いてしまう可能性を私どもとしては危惧している。

(農林水産省) 我がほうとしては最大限努力するし、やり方がいろいろとあるとしても見直しはやっていくということ考えている。

(小早川構成員) 農業共済事業の実施体制が2段階あるから審査会の役割があるわけで、それがなくなってしまうたら事務はなくなるということは明らか。そういう場合でも委員を任命しなければいけないのか。

(農林水産省) 不服申し立てがあった場合の審査はなくなるが、知事から諮問があった場合は審査が発生するので、2段階になったからといってゼロというわけではない。

(高橋部会長) 審査会という名前からすると、それは付随的な、偶然的な話ではないか。

(農林水産省) 手続の保障という面では不服審査のほうが重いので、そこは十分踏まえた上で考えるべきだと思っている。

(小早川構成員) 規定はあっても運用上、眠らせてしまうような扱いはできないものか。

(高橋部会長) 問題解消の方向でぜひ引き続き御検討いただき、今年の方権のほうの閣議決定にしかるべき表現で載せていただけるように調整いただきたい。

<通番 42：都道府県の地域森林計画に係る国の同意協議の廃止（農林水産省）>

(高橋部会長) 今後のスケジュールというのはどのような形で考えているか。

(農林水産省) 内閣府で今回の地方分権の関係で一括法を出される方向で検討していると聞いているので、この作業スケジュールに乗せていく方向で内閣府とも調整をしながら進めてまいりたい。

(高橋部会長) 一括法で対応ということか。事務局、それでよろしいか。

(五嶋参事官) それで結構。

(高橋部会長) 引き続き、一括法に乗せられるように作業を調整しながら進めていきたい。

<通番 19：国定公園における一定の工作物の建築に係る環境大臣との協議の廃止（環境省）>

(高橋部会長) 全体の協議そのものを見直す方向で検討いただくという話でよろしいか。

(環境省) 内部で検討して、提案団体からの趣旨も確認させていただいた上で、そういった方向で検討してまいりたい。

(高橋部会長) もともとこれは分権の経緯もあって、2次勧告でメルクマール非該当になった上で、2次見直しで基本的には廃止と整理していたところ、環境省からの主張に基づいて、協議が存置になったもの。改めて都道府県からこういう提案が出てきたということで、ぜひそういう方向で検討いただければと思うが、これはいつごろ検討の結果を出していただけるのか。

(環境省) 基本的な方向性は、今説明したとおり。あとは所要の施行規則の改正等が必要になるので、また事務局と相談をさせていただきながら、早い段階で結論としてお示ししたい。施行規則の改正をどうやっていくかについても、事務的な調整が必要になるので、お知らせしていきたい。

(高橋部会長) 施行規則の改正だけで十分なのか。

(環境省) そのとおり。

(高橋部会長) 協議そのものの条文上の根拠は、施行規則に下りているのか。

(環境省) 自然公園法施行規則第11条の3の中にあるのが今回提案いただいたところ。

(高橋部会長) 自然公園法第20条第5項はどういう仕切りを考えているのか。

(環境省) 具体的に規則第11条の3第1号の工作物の部分について、協議の廃止を提案をいただいていた。これを受けて規則第11条の3を見直して、第1号を削除する形を考えている。

(高橋部会長) 要するに、第1号の削除で対応する予定ということか。

(環境省) 具体的に提案いただいたものはそういった趣旨だと理解している。

(竹中参事官) 兵庫県からの提案は、防護柵の例で困っているというものだが、基本的には環境大臣との協議を廃止していただきたいということで、この例に限ったわけではないと聞いており、環境省にもそのように伝えていた。

(環境省) 今、事務局から説明があったとおりで、当初は、高さ50メートルというものが、例えば、風力発電の風車のような大規模な施設も含まれる。しかし、事例で示された、斜面に沿った場合で、見かけ上は50メートル

ルないものが含まれるのは支障であり、協議が不要ではないかという説明があったため、事務局に再度確認をいただいたところ、第1号の高さ50メートル以上のものは全て協議の対象から外していただきたいということで、我々も県に確認させていただいている。

(高橋部会長) 事務局がお願いしたのは、県全体の主張としても、第1号だけではなく、結局、その他についても基本的には自治事務であるので、かつ、分権の経緯もあるので、第2～5号についても見直していただける余地はないかというもの。

(環境省) そこは事務局に確認させていただきたいが、この提案の内容が具体的措置として一定の要件を超える工作物の新改増築の際に必要な大臣との協議の廃止ということで、それが全てのものにかかるかどうかを確認いただいたわけで、例えば、第3～5号は、ラムサール条約登録湿地に係るもので、県は国際条約に係るものまで今回の中で求めていると聞いているし、事務局でも、一定の要件を超える工作物の新改増築については規模に限定したのではなくて全てということを確認いただいたと聞いている。

(竹中参事官) 我々は大臣協議を全て廃止していただきたいということで聞いているわけで、部会長が言われたように、規則第11条の3を全て削除することになれば、当然法律も見直していただくということでお願いしていたかと思う。

(環境省) 115ページに今回提案のあった兵庫県からの資料があり、大きなタイトルとして、ここにあるように「国定公園における一定の工作物の建築にかかる環境大臣との協議の廃止」という提案であったかと思う。

118ページの中に、公園の施行規則の該当条文があり、規則第11条の3第1号、赤の部分になる。先般のヒアリングの際に、この中でさらに限定するようことを言われていたのだろうと思っている。例えば、120、121ページにあるように、大規模なものと言えないような、たまたま高低差が50メートル出てくるような鹿の防護柵や土砂災害対策に限定するのかどうかということが先般の提案内容の確認という課題であったかと思う。

これについては、こういったものに限定しないことを確認したということであって、それを踏まえて我々の方で検討して、第1号については提案を踏まえて廃止を考えている。

(高橋部会長) 確かに、提案団体、これは兵庫だが、追加提案団体の滋賀、京都、鳥取、徳島とあって、多分それに限定された話ではないように思うが、そこはいかがか。

(竹中参事官) 提案の内容は全て一緒である。

(高橋部会長) 第1号の大規模工作物についてということか。

(竹中参事官) 89ページになる。根拠法令等において、自然公園法第20条第5号と第68条第2項、規則は第11条の3となっていて、第1号だけを抜き出してそれを廃止してほしいと言っているわけではなく、この根拠に基づくものを全部廃止してほしいということで我々は提案団体から聞いている。

(環境省) 今、そこについては、事務局とも話をさせていただいたが、今回、当初事務局から伺っていたのは、第3～5号は国際条約にかかわる指定地と重なった場合、それ以外のところは単に規模要件で協議が必要と。県からは、この書きぶりは第何号とまで書かなかったけれども、規模要件について廃止してほしいと。条約のところは従来どおりで問題がないと聞いているため、もう一度事務局で県に確認をいただいて、対応させていただければと思う。

提案に書いてある支障事例、効果等について、内容的にはそのようになっている。ただ、最初にやりとりがあったように、当初は地面を這っていくような防護柵のようなものだけを廃止してほしいのかということで、県も最初の説明ではそういう説明をされたようだが、もう一度知事まで上げて確認をしたところ、そうではなくて、大規模なものというのは全て廃止対象に考えるべきだということを確認いただいたと、双方から聞いている。それを受けて、第1号は全て廃止という判断をさせていただいた。

(小早川構成員) 第2号はどうか。

(環境省) 第2号については、提案の中に入っていなかったため、ここについても県の意向を確認いただければと思う。

(野村構成員) この提案の背景にはもちろん非常に不合理なものもあるという話だが、そもそもこの環境大臣協議自体が、時間がかかる割には形式審査にすぎないという話が背景にある。そもそもこの協議について、兵庫県は3件だと聞いているが、全国規模でどのぐらいあって、どういう体制でやっているのか。本当に形式にすぎないのであれば、そもそもこの協議は必要がないということの証左でもあるため、その意味で、むしろ背景にある協議の形式性あるいは時間がかかる割には中身のなさということの指摘だと受けとめていただく必要がある。

(環境省) おっしゃるとおりかと思う。調べてみたところ、この5年間の間に72件の協議、平均で1年当たり十数件くらいある。今回の提案のように、実際に自治事務として管理をしているのは県であって、国立公園についてはその現場に環境省の人間が配置されているわけではないため、野村構成員から発言があったように、形式的ではないかということがあるかと思う。

我々も過去の5年間を見て、かつての列島改造論のような時代と違って、本当に国立公園に壊滅的な影響を与えるような案件はほとんどないという実態と、そういった社会状況の変化、それから、県から指摘もあった、それは一般論として昔は国の審議会にかけてどうかということもあったと聞いているが、そういう案件は現在はない。だから、形式的との指摘ではないか考える。

一方で、先ほどのラムサール条約登録湿地のような国際条約として登録がされているところがたまたま国立公園で、保護担保措置がとられているというものについては、県も、これは国際的なこともあり、案件も少ないので、協議の廃止をしなくていい、むしろ協議をした方がいいと考えているのではないか。我々の体制としても、ラムサール条約登録湿地については、地方環境事務所で実際に現場の管理もしているので、そういう判断ができる。

そのため、規模要件のところは、今は形骸化しているのではないかという指摘を踏まえて、全て廃止の方向で考えている。

ただ、この第2号の埋め立てについては、県の方で果たして求めているのかよくわからないため、県の判断で検討したいと思っている。第3～5号は全く次元が違うということで理解している。

(高橋部会長) ラムサール条約の話も含めて、もう一度、提案団体に確認いただくということが第1点。第2号についても、県に確認いただきたい。

(竹中参事官) 承知した。

(高橋部会長) それから、第3～5は全てラムサール関係なのか。「世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約」、世界遺産区域内、要するに、国際条約ということか。

(環境省) そのとおり。

(高橋部会長) イ、二、ホに13メートル、1,000平米以上など、何故、規模要件が入っているのか。

(環境省) イロハと分けているのは、高さ、基本的な工作物の新改増築というものがいで、ロがいわゆる防災施設についてまとめてある。

(高橋部会長) ハは規模要件ではない。

(環境省) そのとおり。

(高橋部会長) ゴルフ場は1,000平米以上という規模要件に立っているということか。

(環境省) 趣旨は確認するが、恐らくはこういったものについて幾つかあるが、規模で軽微なものと絞れるものについては一定程度絞ったということなのだろうと思う。

(小早川構成員) もう一つ、先ほどのラムサール条約関連は環境省が直に関わっているということと言われたが、全て事務所があるということか。

(環境省) 地方環境事務所が全国にあり、その中で担当を決めている。さらに国立公園に自然保護官事務所があり、登録湿地に近い場合には、野生生物課の職員に併任をかけて管理している。

(小早川構成員) 国際条約関係は、ラムサール以外の、文化遺産、自然遺産も、いずれも環境省がコントロールしているという前提があって、そこは協議の実効性があるはずだという趣旨に理解してよろしいか。

(環境省) おっしゃるとおり。県も国際的な関係からそこは今までどおりの関与でと考えていると聞いている。

(高橋部会長) その辺りはお互いに認識を調整する必要があると思うため、実態をもう一度調べていただいとすることで、引き続きよろしくお願ひしたい。

<通番 25：鳥獣保護区における狩猟による捕獲の特例制度の創設（環境省）>

(高橋部会長) 提案のような制度を作ると、いわゆる一般の狩猟者の管理ができないとのことだが、提案団体は、シカ・イノシシの出猟カレンダーを作って、狩猟者の人数や時期や地域や捕獲数などを把握するような仕組みを実際に行っている。

そういう制度を前提にすると、それほどむやみやたらと他の鳥獣を捕獲するような形にはならないのではないか。

(環境省) 出猟カレンダーは多くの都道府県で実施していると思うが、捕獲した後で実態がわかってくるもので

あるため、実態を見ながら狩猟者をコントロールするのは実際にはかなり難しいと思っている。

我々が②で申し上げた、計画的に、ある一定の地域で、捕獲数や条件、こういった日程でやるべきかなど、そういった形で許可をした方がより細かい運用ができるのではないかと思う。

(高橋部会長) シカ、イノシシ以外のものを捕らないという意味でのコントロールはできるのではないか。

(環境省) 実際には、山に入ってしまうと何を捕られているかわからない。狩猟者が何を捕獲したかをきちんと管理するようにすれば、コントロールできると思うが、それなりの範囲の地域だと思われるため、それらを全て捕獲した後、シカ、イノシシだけしか捕っていないかどうか把握するというのは、実態上、なかなか難しいのではと思う。

(高橋部会長) ただ、許可捕獲でも、基本的には事前の計画を審査して認めるだけで、実際に何を捕ったかまでのコントロールはできないのではないか。

(環境省) そのとおり。その後、報告をいただいて、それ以外のものは捕獲をしていないということにはなる。ただ、狩猟者は、狩猟登録をすれば行動の制限を受けずにできる。許可捕獲であれば、捕獲をしてよい期間や場所が捕獲従事者も含めてかなり数がコントロールされた中で行われる。

(高橋部会長) ただ、指定以外のものを捕った場合、罰則がかかるのではないか。

(環境省) 罰則はかかる。

(高橋部会長) その意味では、事前のチェックはあるが実際にやったかどうかはチェックしないというシステムと、基本的に一般的な制度としては捕らないでくださいと言って、それを何らかの形で書類を出してもらってチェックするのは、コントロールとして決定的な違いがあるとは思えない。

(環境省) 許可条件としてしっかり書き込むことは、制度として非常に大きいことだと思っている。

提案は、いかに鳥獣被害を減らしていくか、このために効果的なものが何なのかということなのだろうと思うが、狩猟という形で今まで取り組んできたが、なかなか効果が上がらなかったのが実態である。その中で、鳥獣保護区はどちらかという山中の方で、非常に捕獲効率が悪いところ。なかなか手が届かないので、行政で支援をしていこうと指定管理鳥獣捕獲等事業を始めた。本当に鳥獣被害の防止のために何をすればいいのかということをもまずは考え、新たな仕組みをしっかりと定着させていきたい。

そもそも論として、鳥獣保護区で狩猟を認めることを求めるならば、それはまずは保護区の指定を見直すことで対応できるのではないかと考えている。

(高橋部会長) とにかく今の論点については、例えば、出猟カレンダーは事後届け出だと思うが、それを事前届け出に変えてきちんと出してもらった上で認めるなど、そこはコントロールの仕方の工夫である。そういう意味では、許可捕獲とそんなに本質的な違いがあるとは思わないというところを理解いただきたい。

(環境省) 狩猟期間は限られている。許可捕獲もしくは指定管理鳥獣捕獲等事業については、通年で、全域で必要な捕獲ができる。

本来の目的は、新しい仕組みを作ることよりも、鳥獣被害を防止するためにどうやって個体数の管理、具体的には捕獲を進めていくかといったことを主眼に考えていくということだと思う。こういった仕組みをいろいろと活用していくことでまずは効果を上げていきたい。

(高橋部会長) 申しわけないが、環境省が懸念している、いわゆるコントロールができないのではないかという論点について申し上げたのであって、効率性の話はまた別の論点である。まずは、環境省が主張する、コントロールができないのではという話については、提案の制度でも十分あり得るのではないかということをお願いしている。ここはきちんと第2次ヒアリングに向けて詰めていきたいと思っている。

その上で、効率性の話になるが、シカ、イノシシという問題になっている獣種について、むしろさまざまな制度を作り、使いながら頭数管理をしていく方向があり得るのではないか。主張のような効率性という観点からも、両制度を併用することがむしろ効率的なのではないか。

(環境省) 現在、指定管理鳥獣捕獲等事業や許可捕獲といった、かなりさまざまな事業が入っている状況で、さらに狩猟者が自由意志で入れるとなると、逆に各都道府県にさらなる事務負担が発生して、現場での調整をする必要が出てくると思う。

(高橋部会長) シカ、イノシシについても調整が必要なのか。

(環境省) 同じ場所で捕獲作業をする場合、銃猟をしたりわなを仕掛けることになると、実態上は地元の市町村や狩猟者団体ときちんと調整をしないと事故が起こる可能性がある。現在、事業を行う際もこういった時期・場所で行うかということ調整している。

(高橋部会長) その調整の実態を示していただきたい。混じった制度が入るとその調整が難しいというのは初めての論点である。実務的な運用の必要性については、新しく資料を出していただきたい。

(環境省) 実態を踏まえて、資料を提出させていただく。

(高橋部会長) よろしくお願ひしたい。

(野村構成員) 鳥獣保護区の見直しであるとか、許可捕獲だとか、捕獲禁止区域、特例休猟区、こういういろいろな仕組みを駆使すれば何とかかなるのではないかというのは、多分論理的にはそうなのかもしれないが、提案団体としては、恐らく現場での使い勝手が悪い。例えば、鳥獣保護区が時にパズルのように変わることになれば、狩猟者は困るだろうし、行政もどこを指定しているのかわからなくなるとか、いろいろな不都合が多分あるのだと思うが、使い勝手が悪い中でこういう形でやったらどうかという提案なのだと思う。

その意味でいろいろな仕組みを駆使してやってくれという話と、この提案の仕組みを入れたときに、何か支障があると考えているのか。

(環境省) 自由に狩猟に入ることによる鳥類の営巣放棄の問題がある。また、岐阜県の計画の中でも狩猟における割合はどんどん下がっていて、そういった中でシカとイノシシを重点的に捕獲しなければいけないということで、都道府県が広域的な捕獲を行うために、昨年度から指定管理鳥獣捕獲等事業を導入したところ。この事業を中心に捕獲を進めたほうがより効果的と考えている。

(野村構成員) 岐阜県はこの仕組みを知らないということか。

(環境省) 実際に事業を行っているので、知っている。

(野村構成員) それを念頭に置いた上でもうまくいかないという話か。その意味では、網の目のようにいろいろな制度を用意して、これをやってくださいということがうまくいっていないということではないのか。

(環境省) 今回の指定管理鳥獣捕獲等事業を導入するに当たり、いろいろな制度があり過ぎると逆に現場が混乱するので、例えば、指定管理鳥獣捕獲等事業を中心的にやるのであれば、なるべく統一的にやってほしいといった要望は各都道府県から聞いている。

(高橋部会長) シカ、イノシシを捕ると言っているのだから、同じなのでは。

(環境省) 許可捕獲は農林水産省の交付金事業でやっているものがほとんどで、こういった交付金事業で実際に捕獲従事者が従事しているのかというのは、補助金の出元や二重払いを防ぐといった観点から制度はなるべくシンプルにということが要望で挙がってくる。

(野村構成員) 要するに、今の仕組みだとシンプルになっておらず、狩猟者も県もよくわからない。その結果として、先ほどいった事故が増えるように思う。用意されたいろいろなものがうまくいっていないという結果として今回の提案があったとすると、今まであるものを活用してくださいというのは、余り合理的な主張には聞こえない。

(環境省) 狩猟によるコントロールがうまくいかないことから、行政側が積極的な捕獲を行うことが必要だという審議会の議論、国会の議論も踏まえて、平成27年度から指定管理鳥獣捕獲等事業がスタートした。特に昨年度は、各都道府県が初めて広域的な捕獲を行うということで、かなり試行錯誤しながらやっていて、初年度だからうまくいかなかったこともあるのではと思っている。

そういった中で、今年度以降、さらに本格的に指定管理鳥獣捕獲等事業で県が効率的な捕獲をする中で、より役割を果たしていただきたいという思いがある。

(野口構成員) 制度はシンプルな方がいいという話もあったが、提案団体から伺っているのは、③については、鳥獣保護区を解除すると再度指定するのが非常に難しいという支障がある。①については、業者の許可の仕方ということもあるのかもしれないが、両者を使った上で、かなりハンターが固定化されてきて、そこで実効性を上げていくところに不十分さを感じている。先ほど話題になった②については、提案は、狩猟期間に限って捕獲をすることができる区域を指定するもので、危険のコントロールという観点からすると、あらかじめ区域や方法、期間を決める許可捕獲と本質的にそれほど差はないと思う。

恐らく提案団体がこういう形の区域の新しい仕組みが欲しいと言っているのは、新規の新しいハンターの方に入ってきていただいて、決められた区間、期間にシカとイノシシを捕っていただきたい、そこに活路を見出したいということだと思う。複雑になると現場は喜ばないということではなく、むしろ現場のニーズを埋める新しい可能性を検討する余地は十分あるのではないか。

(環境省) 施策効果を考えた場合に、狩猟者は、自分たちの猟場があって、猟友会が仕切った中で狩猟をするというのが実態。そういった中で、例えば、この地域を狩猟可能にしたところで、よそから狩猟者がどんどん入

ってくるかというところはならない。実際には狩猟をやっている方が許可捕獲や指定管理鳥獣捕獲等事業の従事者になって捕獲をしている状況。単純に捕獲をできるような場所ができれば狩猟者がどんどん増えるというわけではない。

(伊藤構成員) まさしく今の説明のとおり、捕獲に従事する方のリソースが圧倒的に足りないという状況があって、例えば、岐阜県では平成 27 年度に始まった指定管理鳥獣捕獲等事業について、鳥獣保護区内でその事業を実施したのが 109 地区中 4 地区だけだった。初年度にしても余りにもパフォーマンスが低いということで、担い手不足を補うという面でも新しい制度を作ってほしいという提案だと思う。

他方で、国の基準よりも岐阜県は厳しく狩猟者の要件を見ているのではないかと指摘があったが、安全面から見ると、どうしても一定程度の要件を設けざるを得ない部分もあって、その両者のはざまの中で、新しい仕組み、新たな担い手を呼び込めないかということを考えている提案だと理解しているので、この点については、今の時点でどう考えているのかお聞かせいただきたい。

(環境省) 我々も、今、どんどん狩猟者が減ってきていることは非常に問題だと思っており、平成 26 年の法改正で、指定管理鳥獣捕獲等事業という枠組みのほかに認定鳥獣捕獲等事業者制度を作った。こちらについては、都道府県が、法人として安全管理体制が整っており、従事者が一定の技能を持っている事業者を認定する制度。狩猟による捕獲は、お金をもらってやるわけではなく、許可捕獲も一定の農林水産省からの 1 頭幾らというお金をもらってやるという、かなりボランティア的な要素が強い。今後、狩猟者が減っていく状況を考えると、プロの捕獲集団をきちんと育成して、賃金を支払って、指定管理鳥獣捕獲等事業による広域的、計画的な捕獲を進めていかないと、シカ、イノシシは減っていかないとところが一番重要なポイント。

そういった観点からも都道府県はお金がかからないからといって狩猟者に任せるのではなく、認定鳥獣捕獲等事業者制度に対価を払って捕獲を進めるほうが、より捕獲の担い手が確保できるのではないかと考えている。

(高橋部会長) やはり分権の見地から言うと、県の独自性に合わせて必要な事業を進める、そういう自由な都道府県の選択の枠組みを認めることが重要。

今の話を聞いていると、認定鳥獣捕獲等事業者制度を作ったのだから、それを利用しろという、どうも義務付けのような観念が非常に環境省はまだ強いのではないか。

自由な都道府県の選択を認めるという方向で政策決定することが基本であるため、提案のような制度を認めると、全体の施策がうまくいかないという阻害要因を、次のヒアリングまでにきちんと実証していただくのが極めて重要。

(勢一構成員) 制度の趣旨は十分承知しているし、現場で起こっているいろいろな諸問題についても配慮いただけているのだと思う。

ただ、指定管理鳥獣捕獲等事業は、新しい法改正のもとでできた制度で、従来の法制度で持っていた捕獲等の仕組みとは若干思想が違うのではないか。

改正以前は鳥獣保護の部分に中心を置いて作った各種の制度があるのにあわせて、平成 26 年の法改正で管理が新たに加わり、法律名も変わっているが、こちらの管理の趣旨でできた制度が指定管理鳥獣捕獲等事業だと理解している。

そうすると、現場には、保護を重視した法の体系のもとで作られた制度、運用と、一定の管理も積極的にやっていくのだという法の趣旨が変わった後にできた新しい制度の 2 つが登場しているという形になっている。恐らく、このすみ分け、現場でどのように組み合わせるかというのは、今の段階ではかなり難易度が高いのではないかと思う。

あわせて、先ほど話のあった、交付金等には農林水産省と環境省の 2 つが出てくる。ただ、担い手は限られているので、出元の異なる 2 つのお金のもとで動いている従来型の制度と新しい制度という組み合わせになっている。これのすみ分けも現場では対応が簡単ではないのではないだろうか。

法改正を経て、多数のメニューを今は用意していただいているが、これを現場でうまく組み合わせる使うにはそれなりに体制整備と工夫が必要で、実際に今ある制度の組み合わせだけで本当に現場のニーズが満たされているのかという点についても、あわせてフォローアップ、検証をしていただいて、検討いただく必要がある。

このような提案が出ていることについては、恐らく提案のような制度を入れなくてうまく機能しない現状が現場にあるという指摘だろうと思うので、現場の状況を調査していただき、どういうところが足りないのかを精査して、回答をお願いしたい。

(高橋部会長) 今まで構成員から出たところについて、ぜひ次回のヒアリングまでに幾つか準備いただき、その

上でさらに意見交換をさせていただきたい。

(環境省) いただいた宿題については、今の現場の話もあったが、それを踏まえてまた説明できるように準備をしたい。

ただ、冒頭にあったように、鳥獣保護区とはそもそも何かという、制度の考え方がある。本当に狩猟を認めていいのかというのは、これは大きな制度の話である。その指定の見直しは制度上用意されているので、そういったところからまずは入っていくこと。

あと、今回の提案について、これは我々も現場を踏まえて言うと、狩猟によってはなかなか効果が現れないと思う。別に押しつけるつもりはないが、新しい仕組みはむしろ県等の意見も聞きながら作ったものなので、しっかりと定着をさせていきたいという思いがある。当然、県に対する補助事業なので、情報提供とか、よくその提案を酌んでいくということになると思う。その中で、効果ということになる。宿題については、ご指摘を踏まえてまた検討させていただきたい。

(高橋部会長) 引き続き、よろしくお願ひしたい。

(以上)

(文責 地方分権改革推進室 速報のため事後修正の可能性あり)